

全国乳児福祉協議会
特別委員会 中間報告書

令和5年5月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国乳児福祉協議会

目次

頁

『乳幼児総合支援センター』のあり方	1
『乳幼児総合支援センター』の機能の見直し	1
支援の流れを踏まえた各機能のフロー	4
『乳幼児総合支援センター』の各機能と地域との関係	7

乳児院が展開する重層的な支援（事例紹介）

11

1. 予防的支援機能（全 11 事例）

事例1	出産後の養育に課題があるひとり親家庭に対して、産前・産後母子支援事業を活用し親子への支援を実施したケース	12
事例2	精神疾患で孤立していた母親（妊婦）との支援関係を構築し、出産後も定期的な訪問やショートステイ等によって母子分離せず支援を継続したケース	12
事例3	産後の疲弊感の強い母親に、産後ケア事業と子育て短期支援事業を活用して支援を継続しているケース	13
事例4	SIDS を経験した母親の次子出産後の不安に、産後ケア事業等で支援したケース	13
事例5	若年妊婦に対して、産前・産後母子支援事業を活用し出産から親子関係構築まで支援したケース	14
事例6	DV被害の母親に対して、つどいの広場で相談を受けつつ、緊急時（DVによるSOS）に対処できるよう見守ったケース	14
事例7	双生児の出産後に育児の疲労を訴える母親に対して支援を行ったケース	15
事例8	里親委託された医療的ケア児と里親をレスパイト支援によって支えたケース	15
事例9	若年外国籍の妊婦に対して、産前・産後母子支援事業を活用して支援を行ったケース...	16
事例10	妊娠SOS相談から支援を開始した母親に、産前・産後母子支援事業を活用し、乳児院の一時保護、措置等を経て母子の自立を支えたケース	16
事例11	民間特別養子縁組団体と連携し、産前産後の母子支援を行ったケース	17

2. 一時保護機能（全 7 事例）

事例1	産後うつによって養育困難となった母親に対して、子どもを一時保護した上で、母親の相談と養育支援を行って、家庭復帰につなげたケース	17
事例2	夫婦間DVでの一時保護委託を受け、この間に乳児院と父母との関係を構築し、委託解除後もつどいの広場を通して見守りながら支援しているケース	18
事例3	母親が緊急入院で出産後、母体の回復が思わしくなく、ショートステイの定期的利用で、母親の育児を支援したケース	18
事例4	精神疾患のある特定妊婦だった母親が、出産後精神状態が悪化し、一時保護委託となり、委託解除後もショートステイ等を活用して支援したケース	19
事例5	身体的虐待により重篤な外傷を受け緊急一時保護委託となった乳児に対して、身体的回復のための支援を行ったケース	19

事例6	緊急一時保護委託から里親委託となったケースが、母親の家庭引取を強く要望したことにより、乳児院とフォスタリング機関が協働して家族再統合をめざしたケース	20
事例7	体重増加不良で一時保護委託となった子どもの家族アセスメントのために家族宿泊を利用したケース	20

3. 専門養育機能（全11事例）

事例1	身体的虐待による入所（小児科、脳神経外科、皮膚科に定期受診と療育）	21
事例2	親の経験不足により発達の遅れに至ったネグレクトのケース	21
事例3	長期ネグレクトによる顕著な発達の遅れのある子どものケース	22
事例4	両親に知的課題があり、子どもにも発達課題を有するケース	22
事例5	ダウン症児の発達課題に対して段階的な支援を行ったケース	23
事例6	全身の筋力が弱く感覚統合や発達全体に課題をもつ子どものケース	23
事例7	母の虐待により食事の吐き戻しを繰り返す子どものケース	24
事例8	心理的・性的虐待の疑いによるトラウマを抱える子どものケース	24
事例9	父母による身体的虐待のケース	25
事例10	乳児院の臨床心理士とつながった家庭の支援ケース	25
事例11	頻繁に親子でつどいの広場を利用されていた家庭への支援ケース	26

4. 親子関係構築支援機能（全6事例）

事例1	若年出産の再統合支援ケース	26
事例2	重篤な課題を持つ母の支援ケース	27
事例3	精神疾患のある母親と子どもの再統合支援	27
事例4	母と祖母との関係性を修復しながら家庭引取につなげたケース	28
事例5	知的障害疑いの3歳児、1歳児、新生児の3兄弟を家庭引取につなげたケース	28
事例6	アウトリーチ型での家族関係構築支援を行ったケース	29

5. アフターケア機能（全3事例）

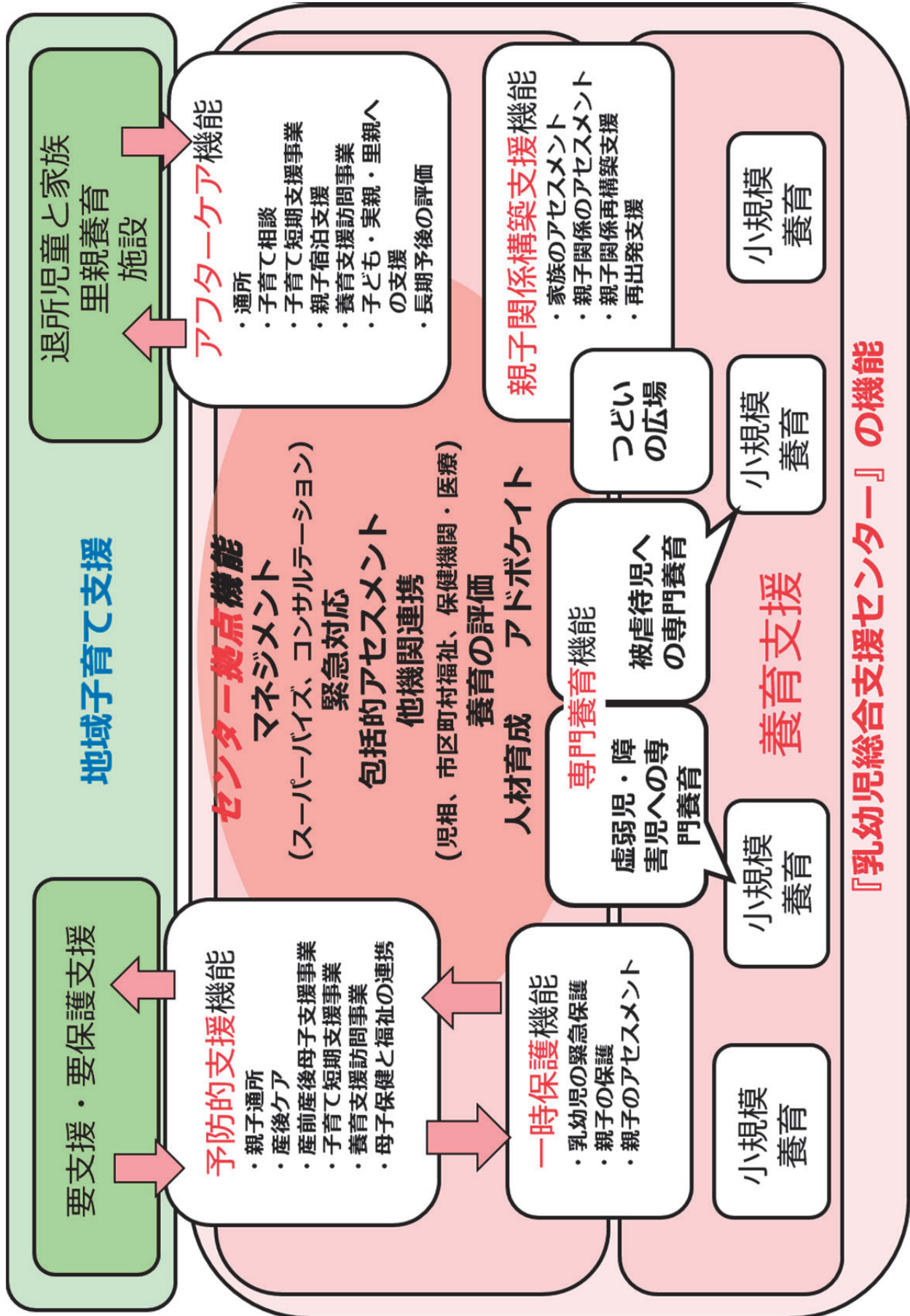
事例1	児童養護施設措置変更後も長期にわたり家庭生活体験事業を継続しているケース	29
事例2	長期にわたり相談支援を継続しているケース	30
事例3	子ども家庭支援センターとアフターケアを一緒に行ったケース	30

委員名簿	31
参考資料	33

『乳幼児総合支援センター』のあり方

『乳幼児総合支援センター』の機能の見直し

- 令和元年に公表した「乳児院の今後の在り方検討委員会報告書」（以下、報告書）では、これまで以上に地域社会に役立つ社会福祉法人・福祉施設になるために、地域の要保護児童対策および社会的養護の現状と課題、そのなかでの乳児院の現状と課題を踏まえ、従来の乳児院の機能をさらに充実強化（高機能化）し、かつ地域のニーズに応えることができるよう、従来の機能の見直しと可能な機能の付設（多機能化）を進めていく必要があるとして、その具体的なあり方を説明した。
- また、高機能化および多機能化の展開を踏まえ、これまでの乳児院という名称は『乳幼児総合支援センター』に変更することを提案し、報告書を『乳幼児総合支援センター』をめざして」というタイトルとした。
- 報告書を公表してから4年が経過した現在、各乳児院では「高機能化」および「多機能化」を図るために鋭意努力されているところであるが、コロナ禍の影響もあって、十分に展開していない状況も垣間見られる。また令和4年度改正児童福祉法によってフォスタリング機関が「里親支援センター」として第二種社会福祉事業として位置づけられるなど、大きな制度上の改変がなされた。これらを受け、報告書で示した内容、特に「乳幼児総合支援センター」の機能等について見直しの必要性が生じた。
- そこで、全国乳児福祉協議会は令和5年1月に特別委員会を設置し、報告書で示している『乳幼児総合支援センター』（以下、「センター」）の各機能を、現状を踏まえて見直し、修正する検討を行った。
- 修正された、新たなセンターの全体像を次頁の【図1-1】に示す。



『乳幼児総合支援センター』の機能

【図1-1】『乳幼児総合支援センター』の全体像

- 全体の図は、薄緑色の枠で示した部分と薄いピンク色で示した部分とに分かれる。前者が地域の子育て支援の領域で、後者がセンターの担う領域である。白抜きの枠に赤字で示したものが、センターが備える各機能である。
- 各機能を支え中核となるのが、「センター拠点機能」である。「センター拠点機能」は、【図1-1】の濃い桃色の楕円で示した部分であり、全ての機能の基盤に位置づけられる。前報告書では、小規模養育を支える「小規模養育支援機能」を独立した一つの機能として示したが、今報告書では、この機能を「センター拠点機能」に統合している。
- また、乳児院には、特別な配慮を必要とする乳幼児が利用する傾向が高いことから、前報告書の「小規模養育支援機能」にあった「病虚弱児・障害児への専門養育」と「被虐待児への専門養育」を「専門養育機能」として独立させ、「小規模養育」と関連させた形で明記した。
- 一時保護や入所児童への養育の基本形態は小規模養育であるが、小規模養育を健全、適切かつ有効に展開するためには、養育を日常的かつ適宜に把握、支援、指導する「センター拠点機能」は不可欠である。またセンター拠点機能は、それに止まらず「予防的支援機能」「親子関係構築支援機能」「アフターケア機能」の全ての機能を統括し支えるものとなる。各機能は子どもと家族の状況やニーズ、支援の経過に従って発動することになる。
- 「センター拠点機能」は各機能を統括、運営するとともに、それらの質的向上を図っていくものである。その結果、センターの専門性の向上とニーズに適ったサービス内容の充実につながっていくことにある。つまり高機能化・多機能化の中核的役割を担うのが、「センター拠点機能」ということになる。
- これまでの乳児院は、家族から分離され一時保護あるいは入所した乳幼児に対して、退所後の支援も含めた専門的ケアを中心に展開してきた。【図1-1】で示されている「一時保護機能」、「専門養育支援機能」、「親子関係構築支援機能」、「アフターケア機能」は、乳児院が従来から備え、発展させてきたものである。
- 前報告書では、新たに地域の「予防的支援機能」を位置づけた。新規の機能のように見えたが、これまで乳児院で実践してきた取り組みと専門性の活用、あるいは工夫、拡充に努めれば、担えるものとして位置付けたものである。
- しかし、この機能を有効に提供するためには、市区町村との連携および市区町村に

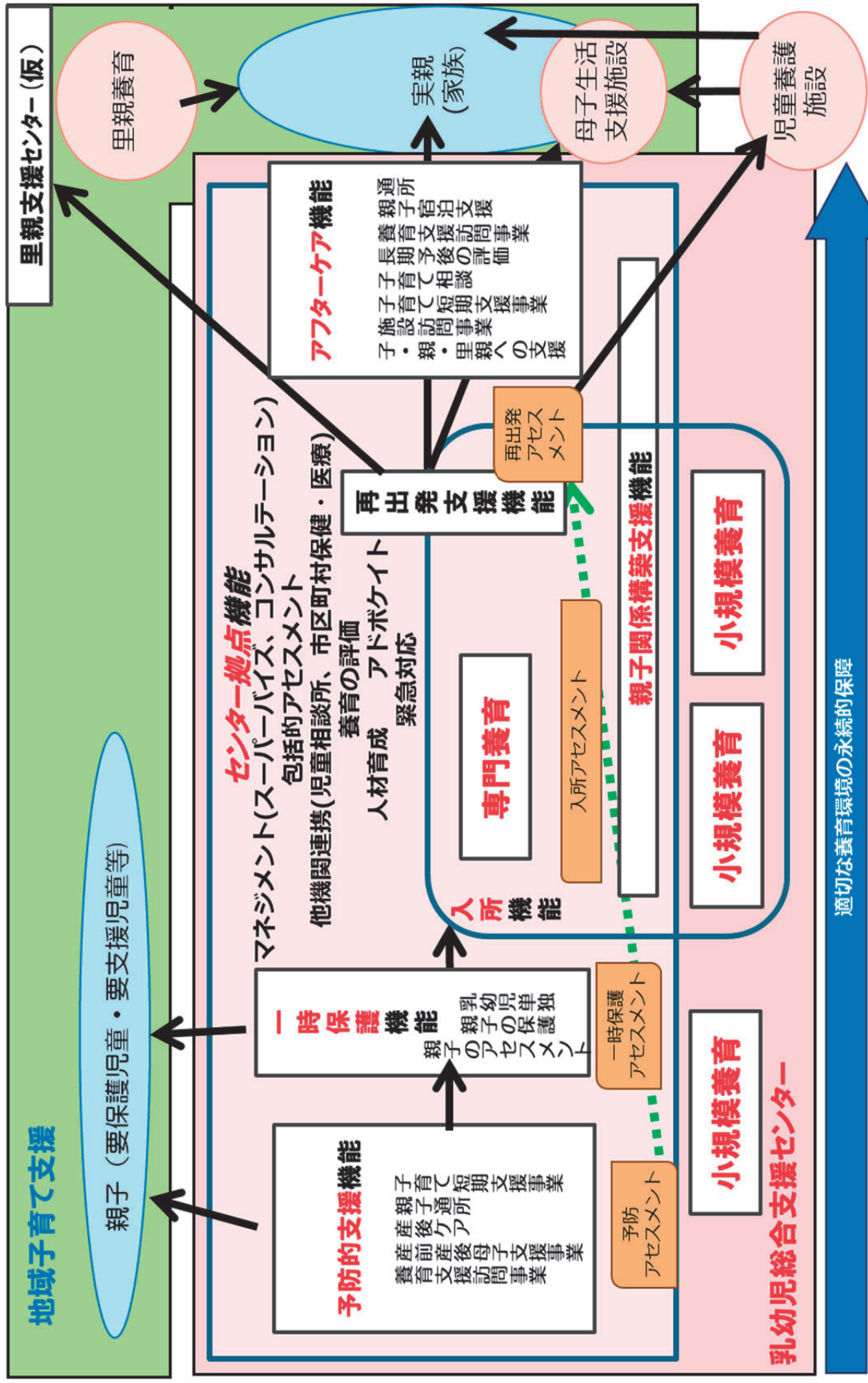
おける子育て家庭支援に関する事業の予算化が基盤となる。市区町村によって認識や取り組み状況に開きがあり、現状では十分に提供しきれていない状況となっている。

- とはいえ、乳児院が、児童相談所との連携だけでなく、市町村との連携を強化することは、一時保護や入所した子どものアフターケアにとっては必要不可欠であり、さらなる連携強化を図り、市区町村の乳児院への理解が進むことに努めたい。
- こうした機能整備、充実強化は、施設の高機能化と多機能化の方向性を示すものである。センターは多様な機能を活用して地域社会に貢献することが重要で、これにより地域社会から認められ、地域の有用なセンターとしての信用を確固たるものにすることをめざす。

支援の流れを踏まえた各機能のフロー

- 平成 24 年乳児院将来ビジョンに示された「乳児院将来ビジョンフロー」をもとに、センターが担う新たな機能を組み込んで、新たなフロー図として改定したものを【図 1-2】に示す。要保護児童等の予防的支援から一時保護、入所、再出発、アフターケアへと続く流れを示すとともに、地域のニーズを示す薄緑色の地域子育て支援に対して、薄桃色の枠内にあるセンターの各機能との関係も示したものである。
- 予防からアフターケアまでの支援の展開で、その時々での支援の根拠となる重要な取り組みがアセスメントである。このことは、平成 24 年乳児院将来ビジョンのフローでも強調されていたことである。
- アセスメントとは、支援対象となるケースを個別的に理解し、適切な手立てを見出していくことである。ケースに関する情報を把握し、情報をもとにケースが抱えるより本質的な課題やニーズを理解したうえで、それに基づき支援方針を立てるという一連の流れが基本となる。自立支援計画は、こうした過程を経て検討された具体的で実効性のある方針が明示されたものでなくてはならない。適切なアセスメントのない支援は、パターン化され表面的なものだったり、根拠のない独善的なものとなったりする可能性を生む。多くのケースは、医学的課題、身体発達の課題、心理的課題など多岐にわたる課題を抱えている。そのため個々のケースについて、一専門分野での視点でなく医療、福祉、心理等、多角的、包括的に情報を集約してアセスメントを行う必要がある。

- そこで重要となるのが、ケースカンファレンスである。ケースカンファレンスとは、関わる職員が集まって、得られた情報を共有し、ケースが抱えた本質的な課題やニーズは何かを追及し、それに基づいて具体的な支援方針を設定する作業である。アセスメントそのものための検討会議と違ってよい。
- ケースカンファレンスは、全職員による定期的なカンファレンス、児童相談所職員も含めたカンファレンス、緊急時のカンファレンスなど、一時保護委託児童か入所児童かによって、またケースの経過や状況にあわせて、必要なカンファレンスが重層的に設定されなければならない。そのためにはカンファレンスが設定できる体制を可能とする人員確保が必要となる。
- 支援の流れに沿って、予防アセスメント、一時保護アセスメント、入所アセスメント、再出発アセスメントと展開する。それぞれの段階でカンファレンスが行われるよう、センターの拠点にはカンファレンスの運営マネジメントを重視し、その充実強化を図ることが求められる。
- 予防アセスメントや一時保護アセスメント、さらに再出発アセスメントにおいては、家族が居住する市区町村の要対協に参加し、個別ケース検討会議で関係機関と情報を共有し、支援方針を立て、機関ごとおよびセンターの果たすべき役割を明確にすることが必須である。入所した場合も、家族が居住する市区町村に情報を届け、支援の協力を得ておくことが望ましい。このことは家庭復帰につなげていく際に、有効かつ効果的に作用することになる。



【図1-2】『乳幼児総合支援センター』の将来ビジョンフロー

「乳幼児総合支援センター」の各機能と地域との関係

○【図1-3】は、センターの支援の流れに即して、各機能と連携、協働する必要がある地域の支援機関との関係を整理し、新たに示したものである。

○センターの各機能はセンター単独で行われるものではなく、児童相談所をはじめ、市区町村、医療機関、他の児童福祉施設等と連携、協働してはじめて展開するものである。

○特に市区町村は、早期の予防的支援や退所後のアフターケアを行う上で、重要なパートナーとなる。

○市区町村はこれまで、主に妊産婦及び乳幼児を対象にした「子育て世代包括支援センター」（母子保健部門）と、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象にした「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉部門）の設置が推進され、両者の連携の上で支援が提供されてきた。

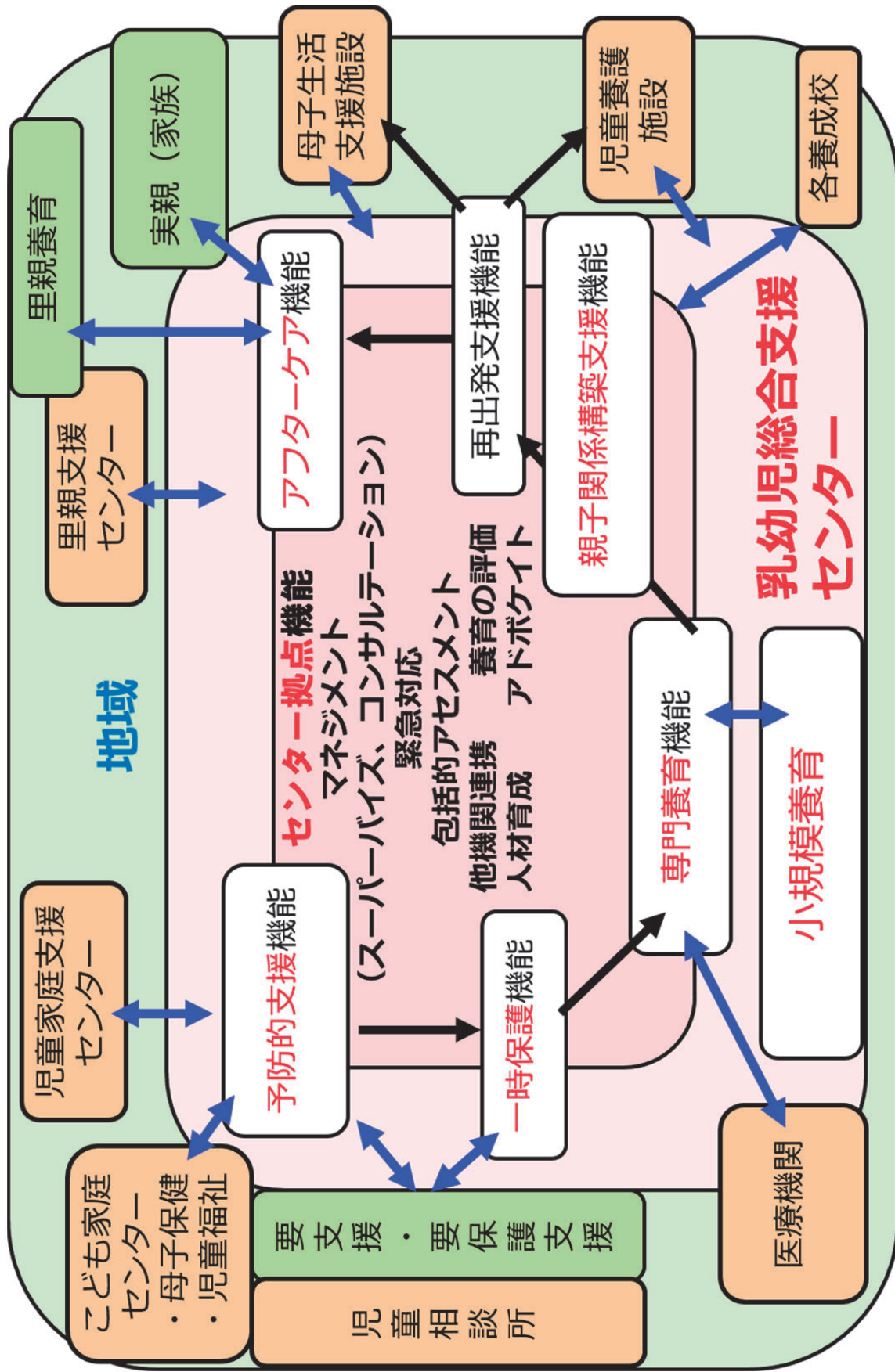
○しかし市区町村の相談・支援機能のさらなる充実、強化が必要であり、令和4年の児童福祉法改正では、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を統合し、一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置が法令化された。

○よって乳幼児を対象としているセンターは、当該地域の「こども家庭センター」の設置状況および、児童福祉部門と母子保健部門の位置づけを把握し、予防的支援を行う際の窓口、入所から、親子関係構築支援やアフターケアを行う際の窓口を明確にして、「こども家庭センター」との連携、協働を図る必要がある。

○また、これまでセンター内にフォスタリング機能が位置付けられていたが、令和4年の児童福祉法改正で、センターから独立した形で「里親支援センター」が設置されることとなった。「里親支援センター」では、里親研修、里子とのマッチング、里親との関係調整、実親への支援等を担うが、センターでは、これまでのノウハウを生かし、「里親支援センター」との連携、協働をはかり、「里親支援センター」の充実強化に貢献する必要がある。

○児童相談所、医療機関、その他の児童福祉施設との連携、協働は、これまで同様に極めて重要であり、さらなる充実強化に努めたい。

○さらに、保育士、看護師等の養成校との連携も重要である。乳幼児総合支援センターの意義と現状を学生に伝え、実習の受け入れを積極的に行い、人材確保につなげていく努力が求められる。



【図1-3】『乳幼児総合支援センター』と地域の関係機関との連携の流れ

→ : 養育・支援の流れ → : 地域の関係機関との連携の流れ

乳児院が展開する重層的な支援（事例紹介）

「乳幼児総合支援センター」における5つの機能（①予防的支援機能、②一時保護機能、③専門養育機能、④親子関係構築支援機能、⑤アフターケア機能）を実際どのように展開しているか機能別に事例の概要を掲載する。事例の概要は、主に支援につながった経緯と支援の内容をまとめており、加えて「活用した事業等」、「関わった職種」、および「連携した機関等」を別に示している。

「活用した事業等」

- 産前・産後母子支援事業（予算事業（乳児院等多機能化推進事業）・都道府県）
…特定妊婦等を妊娠期から出産後までの継続した支援を提供。利用メニューは、相談支援や関係機関との連絡調整等をはじめ、自立に向けた支援等。また生活費や居場所支援
- 親子支援事業（予算事業（施設機能強化推進事業）・都道府県）
…要支援家庭や里親家庭、特定妊婦、家庭復帰間もない児童のいる家庭を主な対象として親子での通所・入所を通し、発達段階に応じた育児手技や子育てに関する相談に応じる。
- 産後ケア事業（母子保健法・市区町村）
…産後に心身の不調又は育児不安等がある方（今後、「産後ケアを必要とする者」に改正予定）への支援。利用メニューとしては、親子宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型
- 養育支援訪問事業（児童福祉法・市区町村）
…養育が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。
- 子育て短期支援事業（児童福祉法・市区町村）
…保護者が病気や出産、就労等の理由により一時的に養育が困難な場合に子どもを預ける「ショートステイ事業」と「トワイライトステイ(夜間養護等)事業」がある。また、令和6年度より事業化される親子入所等支援事業では、親子を短期入所させレスパイトケアと合わせて育児手技の支援を行うこともできる。
- 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法・市区町村）
…子育て中の親子が気軽につどい、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業。本事例集では「つどいの広場事業」と記載。

令和5年5月時点

※詳細は参考資料をご覧ください。

- 乳幼児総合支援センターの機能（㊦）
…①予防的支援機能、②一時保護機能、③専門養育機能、④親子関係構築支援機能、⑤アフターケア機能ごとに事例を提示しているが、密接に関連している乳幼児総合支援センターの機能を付記する。

以下より示す事例は、乳児院において非常に努力して実施しているモデル的な取り組み例である。全国乳児福祉協議会としては、乳幼児総合支援センターをめざして、このような取り組みを全国に広めていきたい。

ただし、現体制では安定・継続した実施には至らず、乳児院が全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの地域資源として役割を果たすためにも体制強化が必要である。

また、施設によっては自治体からの依頼がなく実施ができないという課題もあり、各自治体の事業化に向けて働きかけを行う必要もある。

1. 予防的支援機能（全 11 事例）

事例1 出産後の養育に課題があるひとり親家庭に対して、産前・産後母子支援事業を活用し親子への支援を実施したケース

概要

母子手帳交付時に経済的困難、支援者不在という課題を抱えていたひとり親家庭（母子）のケースである。出産後、市の児童福祉課と保健師が要対協にあげ、児童相談所より、産前・産後母子支援事業での支援を依頼される。乳児院では、要保護母子を宿泊させ、育児手技の取得支援を行いながら母親の不安や悩みを受け止めた。さらに母親の自立に向けて、継続した支援が必要と判断し、母子生活支援施設の利用を提案し入所につながった。その後も乳児院のアフターケアとして母子生活支援施設と協働して、家族関係再構築に向けて支援を継続した。

○活用した事業等

産前・産後母子支援事業（親子宿泊）、㊦親子関係構築支援機能

○関わった職種

助産師（産前・産後母子支援事業スタッフ）、看護師、保育士、栄養士、ソーシャルワーカー、心理職

○連携した機関等

児童相談所、市の福祉担当課、母子生活支援施設

事例2 精神疾患で孤立していた母親（妊婦）との支援関係を構築し、出産後も定期的な訪問やショートステイ等によって母子分離せず支援を継続したケース

概要

市の保健師が見守りを続けていた精神科通院中の女性が妊娠し、親族の支援もなく孤立しており、妊婦の健康管理と精神面を支えてほしいとの支援要請を受ける。ショートメッセージや電話などを活用して乳児院の専門職から妊娠期の栄養面や体の変化等を伝えるとともに母親の不安や悩みを受け止めた。並行して、必要な行政手続きや、生活保護申請、産科通院の同行支援も行った。出産後は定期的な訪問支援を行い、困ったら安心して子どもを預けられる場所として乳児院のショートステイを提供し支援を継続している。

○活用した事業等

産前・産後母子支援事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業

○関わった職種

助産師（産前・産後母子支援事業スタッフ）、看護師、保育士、栄養士、家庭支援専門相談員、心理職

○連携した機関

市の福祉担当課、母子保健窓口、生活保護相談窓口、病院（産科・精神科）

事例3 産後の疲弊感の強い母親に、産後ケア事業と子育て短期支援事業を活用して支援を継続しているケース

概要

保健師が全戸訪問で2か月の子どもの泣きが強くと疲弊している母親に支援が必要として、市の担当課より産後ケアの依頼が入る。母親はスタッフに子どもの養育への自信のなさを訴えた。乳児院で生活している子どもたちの様子を一緒に眺め、我が子の成長していく姿をイメージすることや、いつでも頼れる場所としての乳児院の機能の利用を提案した。月2回定期的に宿泊型の産後ケアを利用し、子どもが1歳を迎えた後はショートステイ利用に切り替えて、在宅での子育て支援を継続している。

○活用した事業等

産後ケア事業、親子通所事業、子育て短期支援事業

○関わった職種

助産師（産前・産後母子支援事業担当職員）、看護師、保育士、栄養士、家庭支援専門相談員、心理職

○連携した機関

市の担当課（母子保健と福祉）

事例4 SIDSを経験した母親の次子出産後の不安に、産後ケア事業等で支援したケース

概要

第1子を10か月でSIDSにより亡くした母親が、第2子出産後、子どもの状態が気になって不眠に悩んでいると市の担当課より産後ケア利用を依頼される。母子宿泊支援を行い、夜間はスタッフが子どもを預かり、母親に安眠とリラクゼーションを提供し、日中は、母親の悩みや不安を傾聴し受け止めた。また在宅での対応のため、乳児院で使用している「乳児用胎動センサー」を貸し出した。乳児院の子育てサロンも併用し、生後10か月まで支援を継続し、母親の懸念であったSIDSの危険性もなくなったことから子どもと離れ保育所に預けることができるようになった。

○活用した事業等

産後ケア事業、子育てサロン

○関わった職種

助産師（産前・産後母子支援事業担当職員）、看護師、保育士、栄養士、家庭支援専門相談員、心理職

○連携した機関

市の担当課（母子保健と福祉）、保育所

事例5 若年妊婦に対して、産前・産後母子支援事業を活用し出産から親子関係構築まで支援したケース

概要

産科病院から、若年妊婦で産後の支援がなく早急な支援が必要として依頼を受ける。母親は高校生でパートナーとは絶縁状態であり、養育の目途が立てられない。産前・産後母子支援事業のスタッフが仲介し、出産後は乳児院のショートステイから始まり、一時保護委託、措置入所と状況に応じて支援を展開した。10年以上におよぶ伴走支援により母親は、生活保護受給や介護職への就労により自立し、祖母の協力のもと在宅での養育へと移行できた。地域での生活基盤は、この間、関係性を築いてきた病院、市福祉行政、地域保健師と連携し整えることができた。

○活用した事業等

産前・産後母子支援事業、短期子育て支援事業、㊦一時保護機能、㊧専門養育機能、
㊨親子関係構築支援機能

○関わった職種

助産師、看護師、保育士、栄養士、家庭支援専門相談員、心理職

○連携した機関

産科病院、市の担当課（福祉行政と母子保健）、福祉事務所、児童相談所

事例6 DV被害の母親に対して、つどいの広場で相談を受けつつ、緊急時（DVによるSOS）に対処できるよう見守ったケース

概要

乳児院のつどいの広場を利用している母親から夫のDV被害の相談を受ける。夫と子どもの3人暮らしで、頼れる親族も近隣におらず相談相手がない。夫は帰宅後の飲酒で、暴言や物を投げつける暴力が悪化していった。広場スタッフが、主任児童委員を紹介し、市のDVセンターへも繋いで支援体制を協議した。母親のSOSがあれば、広場スタッフか主任児童委員が対応し、すぐに母子の緊急保護を乳児院で行うよう児童相談所と連携して体制を整え、見守り支援を継続している。

○活用した事業等

つどいの広場事業、親子支援事業（緊急保護先としての母子入所）

○関わった職種

つどいの広場スタッフ（保育士、ソーシャルワーカー）、家庭支援専門相談員

○連携した機関

市の福祉担当課、DVセンター、主任児童委員、児童相談所

事例7 双生児の出産後に育児の疲労を訴える母親に対して支援を行ったケース

概要

乳児院のつどいの広場を利用している母親から、夫と子ども2人（双生児）で生活しているが、睡眠不足と育児疲れでの疲弊の訴えが頻回にあった。そこで、市の担当課と調整し、レスパイトのためのショートステイを月1～2回（3～5日間）利用できるように手配した。さらに家庭の養育支援のために、ひろばスタッフが自宅訪問し、家事および育児支援を月2日ペースで行い、母親を支えている。

○活用した事業等

つどいの広場事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業

○関わった職種

つどいの広場のスタッフ、家庭支援専門相談員

○連携した機関

市の福祉担当課

事例8 里親委託された医療的ケア児と里親をレスパイト支援によって支えたケース

概要

身体障害（導尿）のある3歳児が里親宅に委託されたが、養育の負担が重なり里親夫婦に不和が生じ、離婚も辞さない状態に陥る。フォスタリング機関と乳児院で一緒に家庭訪問し、子どもの状況を含めてアセスメントを行い、乳児院から「訪問型」と「滞在型」のレスパイトを併用する提案を行った。導尿については、乳児院の看護師が、病院と連携し支援した。さらに支援体制を厚くするために、保育所、児童家庭支援センター、訪問看護事業所等とも連携しながら里親養育の支援を継続している。

○活用した事業等

レスパイト事業、㊦（病虚弱児への）専門養育機能、

○関わった職種

看護師、家庭支援専門相談員、主任保育士、心理職、フォスタリング機関職員

○連携した機関

フォスタリング機関（同一法人）、保育所、児童家庭支援センター、病院、訪問看護事業所

事例9 若年外国籍の妊婦に対して、産前・産後母子支援事業を活用して支援を行ったケース

概要

外国籍の若年妊婦で、保健師が母子手帳交付を経て要対協に特定妊婦として登録し、母子相談員が支援していたケースで、母親には精神疾患が悪化した時のショートステイ利用を依頼される。ショートステイの定期的利用と家庭訪問での生活面のサポートを行ったが、状態が悪化し入院となる。児童相談所へ繋ぎ、子どもは一時保護委託、その後措置入所となった。現在も母親は不安になると、乳児院に昼夜を問わず電話をかけてくるが、いつも丁寧に応じつつ精神科受診に繋げるよう支えている。同時に母親の状態の良い時は面会交流を行い、家族関係構築をめざしている。

○活用した事業等

産前・産後母子支援事業、子育て短期支援事業、㊦一時保護機能、㊧専門養育機能、
㊨親子関係構築支援機能

○関わった職種

助産師（産前・産後母子支援事業担当職員）、看護師、保育士、栄養士、家庭支援専門相談員、
心理職

○連携した機関

市の福祉担当課（要対協）、児童相談所、精神科病院

事例10 妊娠 SOS 相談から支援を開始した母親に、産前・産後母子支援事業を活用し、乳児院の一時保護、措置等を経て母子の自立を支えたケース

概要

予期せぬ妊娠の相談から、特定妊婦として市と児童相談所、そして乳児院の宿泊支援が関わることとなる。母親は養育の意思があり、助産師は母と一緒に出産準備や病院への同行支援を行い、ケースワーカーは母の実家の実親との調整、生活保護申請や母子保健と連携により環境調整を行った。産後は、母子での居宅支援を行う。自立に向けて、住まいと求職活動を開始し、その間、子どもは一時保護委託から入所措置として、乳児院を実家代わりに利用し、保育所利用と就労が決定し家庭引取となる。アフターケアとしてショートステイ利用で支援を継続している。

○活用した事業等

産前・産後母子支援事業（妊娠 SOS 相談、居宅支援）、子育て短期支援事業、㊦一時保護機能、
㊧専門養育機能、㊨親子関係構築支援機能、㊩アフターケア機能

○関わった職種

助産師（産前・産後母子支援事業）、ソーシャルワーカー（産前・産後母子支援事業）、保育士、栄養士、心理職

○連携した機関

市の担当課（福祉、母子保健）、福祉事務所、職業安定所、病院産科、児童相談所

事例 11 民間特別養子縁組団体と連携し、産前産後の母子支援を行ったケース

概要

他県居住の女性が予期せぬ妊娠し民間特別養子縁組団体へ相談、乳児院で設置している妊娠 SOS 居室利用へとつながる。すでに妊娠 38 週であったため、市や病院と緊急で協議を行い、病院の受け入れ体制及び生活費・医療費の確保、女性の家族に情報が漏れないよう支援体制を組む。市では特定妊婦と認定し、生活保護申請や母子手帳交付を緊急で行った。看護師は母と一緒に出産準備や病院への同行支援を行い、相談員は住所異動、生活保護申請や母子手帳交付、特別養子縁組に必要な行政手続を行った。出産予定日が早まったため、子どもは一旦乳児院に一時保護し、その後民間特別養子縁組団体を通じて里親へ委託され、母は 1 か月健診後、元の居住地へ戻り就職している。

○活用した事業等

親子支援事業（妊娠 SOS、居室支援）、㊦一時保護機能、

㊧専門養育機能、㊨親子関係構築支援機能

○関わった職種

看護師（妊娠 SOS）、相談員（妊娠 SOS）、保育士、看護師、栄養士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

民間特別養子縁組団体、市の担当課（福祉、母子保健）、福祉事務所、病院産科、児童相談所

2. 一時保護機能（全 7 事例）

事例 1 産後うつによって養育困難となった母親に対して、子どもを一時保護した上で、母親の相談と養育支援を行って、家庭復帰につなげたケース

概要

母親の産後うつにより家庭での養育が難しいと一時保護委託となる。子どもと一時的に離れたことで、母親は心理的なゆとりがもてるようになってきた。面会では、母親の話を傾聴することを基本において、養育についての不安を受け止め、育児の具体的な方法を示しながらアドバイスしつつ、子どもとの関係がつかれるように支えた。徐々に家庭復帰後の子育てのイメージが持てるようになり、家庭引取となった。一時保護委託解除後も母親との手紙のやり取りが続いている。

○活用した事業等

㊦一時保護機能（親子のアセスメント）、㊨親子関係構築支援機能

○関わった職種

看護師、保育士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所

事例2 夫婦間DVでの一時保護委託を受け、この間に乳児院と父母との関係を構築し、委託解除後もつどいの広場を通して見守りながら支援しているケース

概要

心理的虐待（面前DV）により、子どもが一時保護委託となった。委託中に、面会を繰り返し親子の関係性のアセスメントを実施し、乳児院職員と夫婦との関係も構築した。2か月後に夫婦関係が安定したという児童相談所判断で、家庭引取となる。平日は保育園に通園、日曜日には夫婦と子どもで乳児院のつどいの広場を利用している。児童相談所と保育所とで連携し、家族の見守りを継続している。

○活用した事業等

㊦一時保護機能（親子のアセスメント）、つどいの広場事業

○関わった職種

保育士、家庭支援専門相談員、つどいの広場スタッフ

○連携した機関

児童相談所、保育所（通園）

事例3 母親が緊急入院で出産後、母体の回復が思わしくなく、ショートステイの定期的利用で、母親の育児を支援したケース

概要

妊娠中の母親が破水し緊急入院での出産となり、姉（1歳女兒）を緊急一時保護委託で受け入れた。出産後、母親の退院と同時に一時保護委託も解除されたが、母親の産後の体調が思わしくなく不調の訴えが乳児院に続いて届く。市と相談し、母親のレスパイトも兼ねて月2～3回乳児院のショートステイを定期的に利用し、在宅での子育て支援を継続している。

○活用した事業等

㊦一時保護機能（緊急保護）、子育て短期支援事業

○関わった職種

保育士、看護師、栄養士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

市の福祉担当課、児童相談所

事例4 精神疾患のある特定妊婦だった母親が、出産後精神状態が悪化し、一時保護委託となり、委託解除後もショートステイ等を活用して支援したケース

概要

不安神経症の母親で、特定妊婦として医大産婦人科、精神科、市が支援をしていたケース。産後は、市の保健師等が訪問支援を継続していたが、母親の精神状態が悪化し一時保護委託となる。しかし、保護直後から母親より引取要望を激しく訴える電話が頻回ある。市と児童相談所と協議し、在宅支援となり一時保護委託は解除となったが、数日後には「養育できない、預けたい」と訴え始めた。再度、協議し、母親の状態に応じたショートステイ利用に切り替えた。母親は、乳児院とのつながりの中でいつでも相談でき、ショートステイできる安心感からか、激しい不安の訴えは減少している。

○活用した事業等

㊦一時保護機能、子育て短期支援事業

○関わった職種

保育士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

市の担当課（福祉と母子保健）、児童相談所、精神科病院

事例5 身体的虐待により重篤な外傷を受け緊急一時保護委託となった乳児に対して、身体的回復のための支援を行ったケース

概要

生後3か月の妹が硬膜下血腫で緊急搬送され、2歳の姉が緊急一時保護委託された。妹も退院後一時保護委託となる。妹は、脳全体に萎縮を認め、重い障害が残る可能性が高いことや手術を含む医療的対応が必要なことから、姉妹は措置入所となる。入所後、妹は体重増加し、生活リズムも安定してきた。姉は発語が少なく、他児への暴力等がみられるため、職員との安定した関係性の構築を通して、他児への関り方を伝えるとともに、発語を促すトレーニングを行っている。

○活用した事業等

㊦一時保護機能（緊急保護）、㊦専門養育機能

○関わった職種

看護師、保育士、家庭支援専門相談員、心理職

○連携した機関

児童相談所、病院

事例6 緊急一時保護委託から里親委託となったケースが、母親の家庭引取を強く要望したことにより、乳児院とフォスタリング機関が協働して家族再統合をめざしたケース

概要

未婚女性が自宅分娩し緊急一時保護委託で受け入れた。養育の意思が明確でなく、母方祖母の協力も受けられず、養育里親へ委託される。しかし、実母が養育する意志を明確に主張し始めたことで、再度、児童相談所、フォスタリング機関、里親、乳児院で協議し、母親と母方祖母との関係改善と母方祖母の養育への協力を条件に、家族関係構築支援に変更された。面会交流を重ねるにしたがい、実母のひたむきな姿勢を認め、母方祖母との関係も改善し家庭引取に至る。家庭引取後も当法人のフォスタリング機関が定期的に家庭訪問を実施し、支援を継続している。

○活用した事業等

㊦一時保護機能、㊦親子関係構築支援機能

○関わった職種

看護師、保育士、家庭支援専門相談員、フォスタリング機関スタッフ

○連携した機関

児童相談所、フォスタリング機関(同一法人)

事例7 体重増加不良で一時保護委託となった子どもの家族アセスメントのために家族宿泊を利用したケース

概要

1歳半健診で体重増加不良(-5SD)を指摘され、大学病院に緊急入院した。医師は虐待として児童相談所に通報し、退院と同時に乳児院に一時保護委託となる。体重増加不良の原因が特定できず児童相談所と協議後、両親と数日間乳児院に宿泊し親子の生活の様子観察を行うこととした。アセスメントの結果、両親は食事を作るが間食も多く、一日中卓上に食べ物がある状態で、子どもは好きなものだけ口にしており、食事の与え方や栄養の偏りが課題であると判明した。両親には子どもに必要な栄養や食事について指導を行い、子どもの体重が安全圏まで増加したことで家庭引取となった。引取後も体重と食事状況を確認するためにショートステイを定期的に利用している。

○活用した事業等

㊦一時保護機能(親子宿泊、親子のアセスメント)

○関わった職種

嘱託医、看護師、保育士、心理士、栄養士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、病院小児科

3. 専門養育機能（全 11 事例）

事例1 身体的虐待による入所（小児科、脳神経外科、皮膚科に定期受診と療育）

概要

内縁の夫からの身体的虐待で入所した 8 か月女児。顔と喉の奥の熱傷と後頭部に骨折痕が認められた。極低出生体重児で、脳性麻痺の既往歴がある。入所後は、小児科、脳神経外科、皮膚科の定期受診とリハビリ等の療育支援を受けており、乳児院の職員が付き添い、数時間かけて療育に通い、生活場面でも療育指導を踏まえてチームで支援した。

実母は、警察の聴取や児童相談所との面接にも真摯に向き合い、乳児院での面会交流も認められた。療育支援にも仕事の都合をつけて積極的に同行し、本児とのアタッチメントも形成しながら家庭引取に向けた支援を行った。

○活用した事業等

乳専門養育機能、病院への定期受診

○関わった職種

嘱託医、看護師、保育士、心理士、栄養士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、病院（小児科、脳神経外科、皮膚科、リハビリ）

事例2 親の経験不足により発達の遅れに至ったネグレクトのケース

概要

深刻なネグレクト状態で 1 歳 5 か月だが、経験不足による身体面・認知面・社会性などの発達の遅れが見られた。乳児院では、生活の中でさまざまな活動を体験しながら運動機能を獲得していくこと、食事の形状等を離乳食中期まで落として咀嚼力を段階的につけていくこと、応答的な関わりを通して安心感や適切なコミュニケーション方法を獲得していくことなど、子どもの発達段階や特性に合わせた関わりや体験を積み重ねたところ、入所中に発達の遅れが改善された。

○活用した事業等

乳専門養育機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、栄養士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所

事例3 長期ネグレクトによる顕著な発達遅れのある子どものケース

概要

母親は発達障害・精神疾患があり、保健師が妊娠中から支援を継続してきたが、2歳までベビーベッド上で過ごさせるなど不適切な養育がつづいたので、生活改善・子どもの発達保証を目的に通告し、乳児院に入所した。社会面を中心に発達に顕著な遅れがみられ、発達指数57、言語・対人面は7か月程度であった。そこで担当養育者とのアタッチメント形成を目標に本児との応答性を大切にしながら人とかかわる心地良さや楽しさを伝えた。また個別援助プランを作成し、定期的に自分の意思を指差しや言葉で伝えることや注意を持続させる練習などを段階的に行った。その結果、3歳5か月時には発達指数が73まで伸び、言語・社会面も2歳児程度まで成長がみられた。退所後の成長フォローは保健師に引き継いでいる。

○活用した事業等

乳専門養育機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、栄養士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、病院

事例4 両親に知的課題があり、子どもにも発達課題を有するケース

概要

体重増加不良を認め生後3か月で入所し、現在3歳8か月男児。母親は未成年であり両親ともに軽度の知的課題を有している。入所当初は、ミルクと離乳食を本児の状態に合わせて食材や形状等を段階的に調整した。1歳代は、社会面の遅れや認知言語発達の遅れが目立つようになったため保育士、個別対応職員、心理士による支援を開始した。2歳代には、さらに遅れが顕著になる。現在は、自閉症スペクトラム障害の診断を受け、療育センターに通所している。

○活用した事業等

乳専門養育機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、栄養士、個別対応職員、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、病院、療育センター

事例5 ダウン症児の発達課題に対して段階的な支援を行ったケース

概要

母の突然死により養育困難となり2歳3カ月で緊急入所した男児で、ダウン症の診断を受けており、入所当時より支援に留意したケース。現在、4歳3か月となり、運動面および生活習慣は概ね1歳程度、言語面は乳児の発達段階にある。療育手帳を取得し、療育センター等とも連携しながら、乳児院では個別援助を設定し、生活場面における発育発達支援を段階的に行ってきた。担当養育者との安定した関係の下、養育者の指示や簡単なお手伝いができるようになる。トイレでの排尿にも挑戦するなど成功体験も増えている。

○活用した事業等

乳専門養育機能、保育所等訪問事業

○関わった職種

保育士（担当養育者）、看護師、個別対応職員、心理士、栄養士、調理師、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、病院（小児科）、療育センター

事例6 全身の筋力が弱く感覚統合や発達全体に課題をもつ子どものケース

概要

母親が家出し生後3か月で入所した男児で、現在3歳5か月。入所当初、吸啜が弱くミルクがうまく飲めず顎を職員が固定しながら授乳した。定頸4か月、寝返り9か月、全体的に筋力が弱く自分の身体を支えられない。触れられた感覚や他者への反応も乏しい。療育センターにつなぎ、五感にアプローチしながら段階的に感覚統合を行う。そのための遊びやスキップを日常生活の中に取り入れ、粗大運動から顔の筋力、手指、足と身体の中心から末端にかけて動きを意識するトレーニングを実施し、ゆっくりだが徐々に効果がみられている。

○活用した事業等

乳専門養育機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、個別対応職員、栄養士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、病院、療育センター

事例7 母の虐待により食事の吐き戻しを繰り返す子どものケース

概要

嘔吐を繰り返し食事が進まないことから、ショートステイを利用していた1歳児が、母親の虐待が原因であることが発覚し入所となった。入所後も、食事場面になると泣き出し一匙口にすると吐き出してしまふ。担当養育者と安心した環境で食事をする事、他の子どもの食事の様子を見せて食事は美味しく楽しい時間であることが体験できるよう配慮した。食材や味にも本児の好む形状等を模索し少しずつ吐き戻しが減少した。次第に食事への意欲も醸成され、月齢相応の食事を完食できるようになった。その後、母との面会においても泣かずに食事を摂れるようになり段階的な交流後、家庭引取となった。

○活用した事業等

乳専門養育機能

○関わった職種

看護師、保育士、栄養士、調理師、心理士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所

事例8 心理的・性的虐待の疑いによるトラウマを抱える子どものケース

概要

実父による兄弟への身体的虐待を目撃し入所となった2歳男児。アセスメントする中で、独り言が多く、静かに人形遊びをしているかと思うと、突然顔を叩くなど暴力的な行為を行う。他児に興味を示さず、年齢に似合わない強い口調で話す。大きな音を怖がりトイレに入ることも極端に嫌がる。これらの様子から虐待の目撃によるトラウマを抱えていると捉え、日常生活の中で、トラウマ体験を想起させるような恐怖の場面や刺激を可能な限り遠ざけ、穏やかで安心していられる活動を養育者と共にするなど、養育者とのアタッチメント形成を図り、暮らし全体が安心感で包まれるよう支援した。また就寝時、自分の手をベロベロ舐め、その手で養育者の顔を撫でまわしたり、夜間入眠前に裸になったり陰部を触れる行為などが見られたため、性的虐待の可能性も視野に入れ、医療専門機関による身体検査と性被害が想定される場合のケアの在り方についてアドバイスを依頼した。

○活用した事業等

乳専門養育機能、大学病院でのプレイセラピー

○関わった職種

看護師、保育士、心理士

○連携した機関

児童相談所、病院（小児科、心理）

事例9 父母による身体的虐待のケース

概要

身体的虐待により生後2か月だが体の反り返りがあり、常に緊張状態であること。また、抱かれてもしっくり感がなく、物音に敏感で急に泣き出す等、安心した睡眠や抱っここの経験が乏しいことがアセスメントにより分かった。まずは、スキンシップ等で担当養育者と安心できる関係づくりに努めた。1歳4か月の現在、感覚が過敏で食事が進まないことや、寝ぐずりや気持ちの切り換えが難しく新規場面には混乱し、感情の起伏の激しさも顕著であるなど発達課題も見えてきた。一方で養育者が気持ちを受け止め一緒に共有・体験する経験を積み重ね、事前予告などで徐々に様々な場所や人へ適応する力がついてきた。

○活用した事業等

乳専門養育機能、小児病院でのプレイセラピー

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、栄養士、

○連携した機関

児童相談所、小児病院

事例10 乳児院の臨床心理士とつながった家庭の支援ケース

概要

つどいの広場事業利用の母親より、「子どもに暴言を吐いてしまうことがあり、心療内科で重度の抑うつと診断された」との相談を受ける。母親の了承のもと、つどいの広場の職員、臨床心理士、こども家庭支援センターのケースワーカーがそれぞれ役割を分担し情報共有しながら見守りを行った。週1回の面談をとおして、臨床心理士には母親も安心して自身の気持ちを吐き出せるようになる。相談ができたことで、いざという時にショートステイが使えることを知れたことで母は以前より楽になったと話された。その後も継続した見守りと子ども家庭支援センターとの情報共有に努めている。

○活用した事業等

つどいの広場事業

○関わった職種

つどいの広場スタッフ、心理士、地域ケースワーカー

○連携した機関

子ども家庭支援センター

事例11 頻りに親子でつどいの広場を利用されていた家庭への支援ケース

概要

日曜日に親子で来館された際、母親から「以前から、夫の暴言に悩まされていた。」
「辛くて何度も電車に飛び込もうと思った。」との相談を受ける。スタッフが現在の状況を一緒に整理するとともに、夫から離れることも一つの選択肢であることを伝え、母親自身もシェルターへの避難を希望する。子ども家庭支援センターと情報共有をして、警察の保護となる。父親への指導が入り、父親の行動も落ち着き支援体制を整えたうえで、母子の希望もあり家庭に戻った。母子は、現在もつどいの広場の利用を継続し、子ども家庭支援センターでの面会も継続している。

○活用した事業等

つどいの広場事業

○関わった職種

つどいの広場スタッフ

○連携した機関

子ども家庭支援センター、警察

4. 親子関係構築支援機能（全6事例）

事例1 若年出産の再統合支援ケース

概要

若年出産で養育できず生後5日目で乳児院に入所。市の教育委員会、担当課、児童相談所と話し合いを重ね、将来的には実母への家庭引取の方針で援助を開始した。入所後、母親は学校の先生の協力のもと、定期的に面会に来園するが、ほとんど主体的なかわりが見られないため、毎回面会後に「面会の感想」を書いてもらい、それをもとに面談を繰り返す。高校を卒業するまで、面会交流と面談は165回に及んだ。高校卒業後は、家庭への外出・外泊を15回実施し、母親も養育に協力する母方祖母も家庭引取の自信がついたと語るようになる。子どもが4歳のとき家庭引取となる。

○活用した事業等

㊦ 専門養育機能、㊦ 親子関係構築支援機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、市の教育委員会、市の担当課（福祉）

事例2 重篤な課題を持つ母の支援ケース

概要

ひとり親の母親は一日中飲酒するなど不適切な養育が続き、生後7か月で緊急一時保護、その後入所となった女兒。子どもは発育不良や小さな物音に反応し良眠できないなど不適切な養育の影響がみられた。母親は、家庭引取の意向も強く、課題とされた精神疾患やアルコール依存症については病院受診を受け入れた。精神科の医者とも連携し、乳児院では短時間面会からスタートし、子どもの成長に応じたかかわりができるよう支援した。子どもが3歳の誕生日を迎えたころ、医者からも自宅養育の許可がでたため家庭引取となった。

○活用した事業等

㊦専門養育機能、㊦親子関係構築支援機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、病院精神科、市の担当課（要保護児童対策地域協議会）

事例3 精神疾患のある母親と子どもの再統合支援

概要

母親が精神科に緊急入院し、親族も支援できず生後5日目で入所。その後両親は離婚、母親が親権者となる。精神科退院後、母方祖父母の協力のもと家庭引取に向けて、生活の立て直しと子どもとの関係構築に向けて取り組んだ。母親の性格特徴や精神面の調子等に合わせつつ、面談や手紙なども利用して意向を確認しながら、乳児院職員から養育の手技や子どもとのかかわりポイント等について助言した。母親は就職し継続していること、子どもが保育所入所して見守り体制がとれた等によって、2歳で家庭引取となった。

○活用した事業等

㊦専門養育機能、㊦親子関係構築支援機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、病院精神科、市の担当課（要保護児童対策地域協議会）

事例4 母と祖母との関係性を修復しながら家庭引取につなげたケース

概要

ひとり親の母親は適応障害があり養育困難として生後1か月で入所となった。子どもは入所当初から筋緊張や触れられるとビクつきがみられ、睡眠の課題があった。成長とともに音への過敏さや食事に関するこだわり、注意散漫、一方的なコミュニケーション等の問題が顕著となった。入所期間は、3年に及んだが、この間126回の家族面会を行い、養育の引継ぎと同時に、面談の中で母親自身が抱えていた母方祖母との関係の修復にも配慮した。家庭引取に向けて、児童相談所、市の担当課、幼稚園と連携し、関係機関が交代で3カ月間週1回の家庭訪問を行い、安全が確認され退所となった。退所後も1年間は月1回の家庭訪問による見守りで在宅養育を支援した。

○活用した事業等

㊦専門養育機能、㊦親子関係構築支援機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、市の担当課（要保護児童対策地域協議会）、幼稚園

事例5 知的障害疑いの3歳児、1歳児、新生児の3兄弟を家庭引取につなげたケース

概要

母親の第3子出産のため、3歳と1歳の兄弟、出産後第3子も入所した。母親は育児疲れも訴えており、入院中は乳児院から毎日子どもたちの様子を伝えた。子どもたちは知的障害の可能性もあり、市の保健師が訪問支援を行っていたこともあり、幼稚園、児童発達支援センターなど関係機関と情報を共有しつつ、母親の気持ちが子どもたちから離れないよう寄り添った。親子宿泊も実施し、引取後にもレスパイト利用できるよう支援策の提案を行いながら信頼関係を築いた。家庭引取後も市の保健師や家庭児童相談員、児童相談所の福祉司、乳児院の家庭支援専門相談員で役割分担し、約3か月間毎週、関係機関が交代で家庭訪問を実施し在宅養育へ支援した。

○活用した事業等

㊦専門養育機能、㊦親子関係構築支援機能、㊦一時保護機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、市の福祉担当課、母子保健センター、幼稚園、児童発達支援センター

事例6 アウトリーチ型での家族関係構築支援を行ったケース

概要

重度のアレルギーをもち生後5か月で入所した男児で、ひとり親の母親の課題とされたアルコールや男性への依存も落ち着き、母方実家での同居を条件に家庭復帰をめざしたケース。乳児院での面会では、保育士は声のかけ方など子どもとのかかわり方を伝え、栄養士はアレルギー食の対応方法を、看護師は肌の手入れや与薬、緊急対応を伝えた。2歳での家庭引取が決まり、1年間は子どもを自宅へ送迎するアウトリーチ型の面会とした。引取直前は母親の送迎で外泊帰省も可能となった。子どもとは写真などで家の様子を事前に伝えて実施した。家庭支援専門相談員は、市の福祉の担当者、通院する病院、保育所などと情報を共有し家庭引取に至った。

○活用した事業等

乳専門養育機能、乳親子関係構築支援機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、栄養士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、市の福祉担当課、要保護児童対策地域協議会、病院小児科、保育所

5. アフターケア機能（全3事例）

事例1 児童養護施設措置変更後も長期にわたり家庭生活体験事業を継続しているケース

概要

生後1か月で乳児院に入所措置されて以後実母の面会は一度もなく、4歳で併設の児童養護施設に措置変更となった。乳児院の担当保育士とその両親は、児童養護施設措置変更後も10年以上に渡り、ショート里親として盆休みや正月休みに家庭生活体験を継続実施している。子どもは、現在高校2年生になり、能力的にはボーダー領域で自立生活が可能か心配はあるが、継続されている乳児院の担当保育士との関係で、情緒的には落ち着いており家庭生活体験を楽しみに生活している。今後は、高校卒業後の自立支援が大きな課題である。

○活用した事業等

乳専門養育機能、里親養育（ショート）、自立支援事業

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、児童養護施設、養育里親

事例2 長期にわたり相談支援を継続しているケース

概要

現在小学3年生の女兒。生後1か月で乳児院に入所し、3歳で家庭引取となった。母親は統合失調症の診断もあったが、主治医の見解もあり父方祖母の支援と保育所利用を条件に家庭引取りとなる。退所後は、市のファミリーサポートなども使いながら、市の保健師や相談員の支援も受けて本児の養育を家族が行っていた。その後、離婚、母親の病状悪化による児童養護施設での一時保護委託と状況は変化している。母親と子どもの入所児に信頼関係を築くことができた乳児院の相談員には、退所後も継続的に母親から連絡が入り、そのたびに関係機関と情報共有し支援策を検討する見守り支援を継続している。

○活用した事業等

乳専門養育機能、乳親子関係構築支援機能、乳アフターケア機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、市の担当課（福祉、母子保健）、児童養護施設、ファミリーサポート

事例3 子ども家庭支援センターとアフターケアを一緒に行ったケース

概要

両親が昼夜逆転の生活になってしまい自力で生活リズムを整えることができず、子ども自身も発達面・能力面の遅れ等の課題があり、子どもが1歳のときに入所。両親は行政に対して威圧的に振る舞ったり介入を拒んだりしていたが、乳児院の子ども担当職員とは面会対応等を通して良好な関係性を築くことができていた。退所後の在宅支援が法人内の児童家庭支援センターに委託されたため、入所中に築いた関係性を活かし、乳児院職員も協働して通所型のアフターケアを継続している。

○活用した事業等

乳専門養育機能、乳親子関係構築支援機能、乳アフターケア機能

○関わった職種

看護師、保育士、心理士、家庭支援専門相談員

○連携した機関

児童相談所、児童家庭支援センター

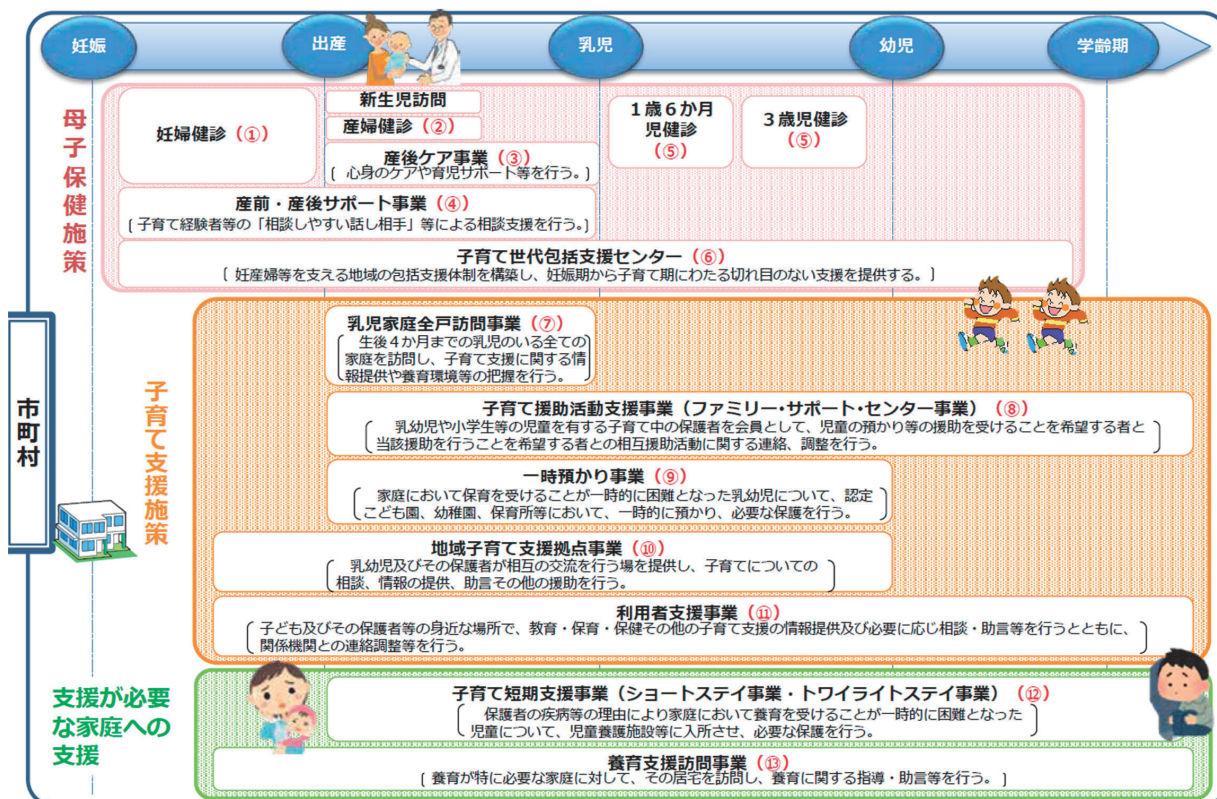
委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属
委員長	増沢 高	子どもの虹情報研修センター 副センター長 全国乳児福祉協議会 常任協議員
副委員長	横川 哲	全国乳児福祉協議会 副会長 麦の穂乳幼児ホームかがやき 施設長
委員	中板 育美	武蔵野大学看護学部 教授 全国乳児福祉協議会 協議員
委員	平田ルリ子	全国乳児福祉協議会 会長 清心乳児園 施設長
委員	柴崎 順三	全国乳児福祉協議会 副会長 康保会玉淀園 施設長
委員	大和 謙二	全国乳児福祉協議会 副会長 大阪乳児院 嘱託医
委員	栗延 雅彦	全国乳児福祉協議会 総務委員長 和泉乳児院 施設長
委員	松尾みさき	全国乳児福祉協議会 制度対策研究委員長 善友乳児院 施設長
委員	都留 和光	全国乳児福祉協議会 広報・研修委員長 二葉乳児院 施設長

參考資料

市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要



0

産前・産後母子支援事業の実施イメージ

事業目的

特定妊婦等へ支援体制を強化するため、母子生活支援施設や婦人保護施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等

事業イメージ（医療機関で実施する場合）



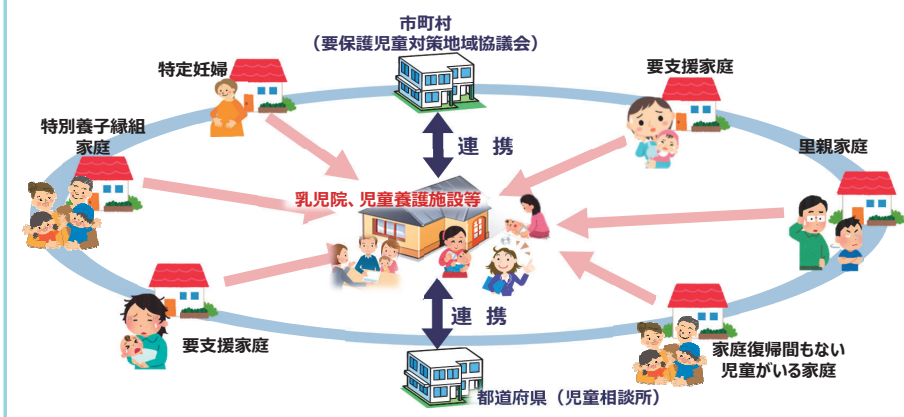
1

令和3年度予算における児童入所施設措置費等負担金の拡充内容

〇親子支援事業（施設機能強化推進費加算）の創設について

- 〇 平成28年改正児童福祉法の理念の下、**社会的養護に至る前段階及び退所後**の家庭支援及び親子関係再構築支援の取組を推進していくことは非常に重要。
- 〇 また、「家庭養育優先原則」に基づく里親等委託の推進に伴い、乳児院や児童養護施設等においては、施設の空きスペースはもとより、養育に関する専門性・ノウハウを積極的に地域支援として活用していく必要がある。
- 〇 このため、乳児院や児童養護施設等に**親子で通所又は入所**させて、①子どもの発達段階に応じた育児・養育方法を一緒にいながら学習させたり（**ペアレント・トレーニング**）、②**育児・養育に関する相談**等に応じたりする**親子支援事業を創設**する（施設機能強化推進費加算の拡充）。

親子支援事業イメージ



補助基準額

年額約540万円

親子支援事業の内容

主な支援対象

- ①地域の要支援家庭
- ②里親・特別養子縁組家庭
- ③特定妊婦
- ④家庭復帰間もない児童のいる家庭等

主な支援内容

- ①相談支援
- ②育児・養育支援
- ③レスパイト・ケア支援
- ④子育て支援サービス等の情報提供等
- ⑤関係機関との連携構築等

2

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）【拡充】

R4予算：44.4億円（41.5億円）

【平成26年度創設】

目的

〇 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）
- ※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

内容

◆対象者

産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者

◆内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2)「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3)「アウトリー型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆実施担当者

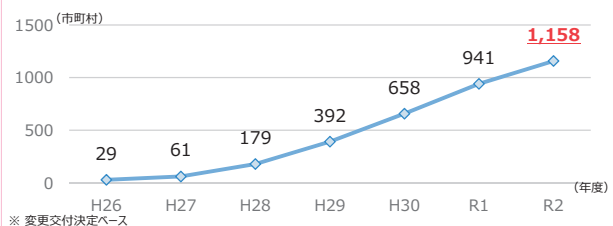
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆実施主体：市町村
- ◆補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆補助単価案
 - (1) デイサービス・アウトリー型 1施設あたり月額 1,696,000円【拡充】
 - (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,474,600円【拡充】
 - (3) 住民税非課税世帯に対する利用料減免【新規】
1回（泊）あたり 5,000円
 - (4) 24時間365日受入体制整備加算【新規】
1施設あたり年額 2,635,300円

※ (1) 及び (2) の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

実施自治体



※ 変更交付決定ベース

3

子育て短期支援事業の概要

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算 1,748億円の内数

目的

○ 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

【対象者】次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- 子どもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども



実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（令和4年度補助基準額）】

1 運営費

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

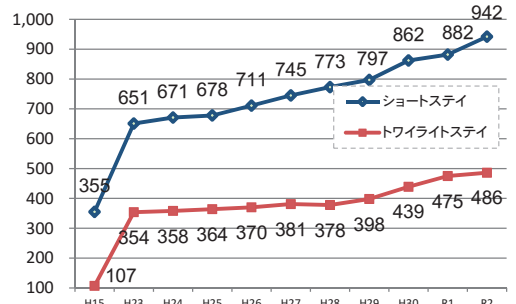
- ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)
 - ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円
- ※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

(実施か所数・各年度実績)



4

地域子育て支援拠点事業

令和3年度予算 1,691億円の内数 → 令和4年度予算 1,800億円の内数

(子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）)

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりが減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



○実施主体 市町村(特別区を含む)

○実施か所数の推移(単位:か所数)

28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
7,063	7,259	7,431	7,578	7,735

○負担割合 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○主な補助単価(令和4年度予算)

【基本事業】一般型 8,398千円(5日型、常勤職員を配置の場合)

連携型 3,008千円(5～7日型の場合)

(注)開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)

3,306千円(一般型(5日型)で実施した場合)

地域支援加算 1,518千円

特別支援対応加算 1,062千円

育児参加促進講習休日実施加算 400千円

(注)この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

地域子育て支援拠点

○一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➤ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

5

全国乳児福祉協議会 特別委員会 中間報告書

発行日 令和5年5月
発行人 平田 ルリ子
発行所 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL : 03-3581-6503 FAX : 03-3581-6509
URL : <https://nyujiin.gr.jp/>

